

北中城村プレミアム付商品券取扱事業者公募要領

1.趣旨

北中城村では、消費税・地方消費税引き上げに伴う低所得者及び子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えることを目的にプレミアム付商品券を発行します。プレミアム付商品券を発行するにあたり、この商品券を利用できる取扱事業者を公募します。

2.商品券の概要

- (1) 名称：北中城村プレミアム付商品券
- (2) 発行者：北中城村
- (3) 額面：1冊につき5,000円（販売価格：4,000円）
- (4) 利用期間：令和元年10月1日～令和2年3月1日
- (5) 対象者：2019年1月1日時点の村民のうち、2019年度の住民税が非課税である者
2019年6月1日時点の村民のうち、2016年4月2日～2019年9月30日に生まれた子が属する世帯の世帯主
- (6) 購入可能冊数：1人につき最大5冊
- (7) 登録料：なし

3.応募資格

- (1) 北中城村内に店舗や事業所等を有する事業者
・村内に複数の店舗がある場合、店舗ごとに申請書の提出が必要です。
・大型店内のテナントは個別に申請書の提出が必要です。
- (2) 取扱事業者公募要領を遵守する事業者

4.登録申請方法

下記のいずれかの方法により申請してください。

○取扱事業者登録申請書に必要事項を記入の上、事務局へFAX又は郵送してください。

申請先：北中城村プレミアム付商品券事務局 沖縄広告株式会社
所在地：〒900-0005 沖縄県那覇市天久2丁目7番7号 FAX：098-860-4455

応募期間：令和元年7月12日（金）～12月27日（金）

※ 対象者へ配布する取扱事業者一覧表への掲載は8月8日（木）までに登録された事業者となります。
期限日以降に登録された事業者は特設サイトのみの掲載となります。

申請書の設置場所：トラベルマートきたポ、北中城村プレミアム付商品券特設サイト（要ダウンロード）
北中城村役場 企画振興課

5.対象外事業者

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1項第2号に掲げる暴力団又は同項第6号に掲げる暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を行う者
- (3) 特定の宗教又は政治団体と関わる者
- (4) 公序良俗に反する営業を行う者
- (5) その他村長が不適当と認める営業を行う者

6.取扱事業者の遵守事項

- (1) 取扱事業者であることが分かりやすい場所へ、広報物（ポスター・ステッカー）を必ず掲示してください。
- (2) 特定取引において、プレミアム付商品券の受取を拒まないください。
- (3) 商品券の不正使用（偽造等）が疑われる場合は、受け取りを拒否するとともに、最寄りの警察署へ連絡の上、北中城村役場 企画振興課へ連絡してください。
- (4) プレミアム付商品券の交換、譲渡及び売買を行わないください。
- (5) 村と適切な連携体制を構築してください。
- (6) 自ら商品券を購入し、自店舗で使われたかのように偽り、換金をしないでください。
- (7) 使用済みの商品券を換金せずに、他の取扱事業者で使用しないでください。
- (8) 商品券の利用を見込んで、通常よりも高い価格を設定しないでください。
- (9) その他、本業務の趣旨に反する行為は行わないください。
- (10) 北中城村プレミアム付商品券取扱事業者公募要領に定める事項を遵守してください。

7.取扱事業者登録の取り消し及び罰則

北中城村プレミアム付商品券取扱事業者公募要領に反する行為を行った場合は、取扱事業者の登録を取り消し、公表するものとします。また、違反により損害金が発生した際は、必要に応じて返還請求を行う場合があります。

8.取扱事業者の注意事項

協賛セール等

取扱事業者において、商品券の利用促進のためのセール・イベント等を行うことは差し支えありません。今後の誘客に繋がるような取り組みをお願いします。

9.商品券受付方法

- (1) 商品券ご利用可能商品であることを確認してください。
- (2) 商品券に偽造防止加工がされているか確認してください。
- (3) 商品券の裏面の取扱事業者押印枠へ、店印を押印する。または、店名を記入してください。
- (4) 換金申請するまで厳重に保管してください。※紛失については取扱事業者の責任とします。

10.商品券取り扱い上のお願い

お取り扱い後は店印を押すか、店名をご記入ください。

また、以下のような場合は機械処理ができなくなり、精算・換金の対象とならない場合があります。

発行番号の称号ができない場合等

- (1) 穴が開いた商品券
- (2) 切断された商品券
- (3) 偽装された商品券

なお、上記に該当する商品券の換金が不可能だった場合、取扱事業者の責任となります。

11.登録結果

審査後、申請していただいたすべての事業者へご連絡差し上げます。

指定店No.を発行、通知いたします。

12.商品券換金方法

商品券換金申請書に必要事項をご記入の上、使用済み商品券と併せてトラベルマートきたポへ提出してください。

後日、申請換金額を取扱事業者の指定口座へ振込みます。

商品券換金期間：令和元年10月7日～令和2年3月5日での設定された申請日

13.事業者情報の取り扱い

- (1) 商品券取扱事業者登録に係る情報については、事務局及びトラベルマートきたポが管理し、使用します。
- (2) 事務局及びトラベルマートきたポは提供された情報を本業務に係る事務処理以外の用途に使用しません。

14.商品券を利用できない商品・サービス

- 不動産や金融商品
- たばこ
- 商品券やプリペイドカード等の換金性の高いもの
- 現金への換金
- 出資及び債務の弁済
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務
- 国税、地方税や使用料等の公租公課
- その他村長が不適当と認めるもの

15.特設サイト

令和元年7月中旬頃（予定）から北中城村プレミアム付商品券特設サイトを開設し商品券の内容を広報します。

16.広報物・書類等の配布について

広報物（ポスター・ステッカー）、書類（換金申請書・取扱事業者向けマニュアル）、指定店登録証、

商品券見本の配布はトラベルマートきたポにて9月初旬以降配布いたします。

※書類は特設サイトからダウンロードが可能です。

17.その他

この要領に規定のないものについては、村が別で定めます。

18.問い合わせ先

- 取扱事業者登録、換金に関するお問い合わせ 平日9：00～17：00

北中城村プレミアム付商品券事務局（沖縄広告株式会社）

所在地：〒900-0005 那覇市天久2丁目7番7号 TEL：098-860-0055

- 商品券の取り扱い等に関するお問い合わせ 平日9：00～17：00

北中城村 企画振興課 TEL：098-935-2233 <内線413>

- 販売に関するお問い合わせ 10：00～22：00

トラベルマートきたポ

所在地：北中城村アワセ土地区画整理事業区域内4街区（イオンモール内） TEL：098-923-3601

- 換金に関するお問い合わせ 8：30～17：15

北中城村観光協会

所在地：北中城村アワセ土地区画整理事業区域内4街区（イオンモール内） TEL：098-923-5839